

## 人権尊重に係る声明

### はじめに

SMFG は、グローバルに活動する金融グループとして、また国連グローバル・コンパクト署名企業として、「世界人権宣言」「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」「ISO26000」並びに「ビジネスと人権に関する指導原則等の基本原則」などで示されている、人権の保護及び促進に向けて、期待されている責任を果たしていきたいと考えています。法令諸規則は国や地域によって異なる点もありますが、SMFG は現地の法令諸規則を尊重し、また遵守することは勿論、我々自身のポリシーに従って行動していきます。

### 私たちの従業員

SMFG は、従業員は公正に且つ尊厳を持って扱われるべきであると考えています。このような考えに基づき、SMFG では、強制労働やハラスメント、また人種、性別、性的指向、性自認、宗教、信条、国籍、障害、家柄に係る差別などの人権侵害のない職場を従業員に提供するよう努めてまいります。また、採用や昇進プロセスにおいても、差別的な取り扱いが行われないように努めています。

また、「行動原則」においても、全ての従業員が他の従業員の人権を尊重し差別やハラスメントを行わないことを明記しています。

SMFG の従業員は、法令諸規則や倫理的規範（人権に関連する社内のポリシーや指針を含みます）に反する、または反する恐れがある行為を、法令諸規則で認められる範囲で、報復的措置を受ける心配なしに、公益通報プログラムを通じて報告することを奨励されています。また、これらの法令諸規則に違反した者に対しては、懲戒解雇を含む、適正な処分がなされます。

SMFG の従業員は、雇用機会の均等、ダイバーシティの確保、賄賂および腐敗の防止など、様々な人権問題に関する研修を受けております。

### お客さまとの協調

SMFG は、SMFG 自身の行動を通じて人権尊重の姿勢を示し、またこのような人権尊

重の考え方をお客さまと共有することにより、人権尊重の促進に向けて責任を果たしていきたいと考えています。

SMFG は、SMFG の商品やサービスが犯罪の発生や促進などの不適切な目的のために利用され、結果として、人権侵害にもつながるようなリスクを最小化するため、適切なデューディリジェンスを行い、お客さまのことをよく知るよう努めています。また、SMFG は、SMFG の人権尊重に関する責任に反する可能性のある事業を行うことがないよう努めています。

### **サプライヤーとの協調**

SMFG は、そのサプライチェーンを通じて、人権尊重に向けて責任を果たしていきたいと考えています。

SMFG は、サプライヤーに対して、事業を行う各国において適用される法令諸規則の遵守を求めています。さらに、SMFG は、サプライヤーに対し、法令諸規則に留まらず、労働慣行、賃金、職場の安全性およびその他の労働上の問題に関する適切な基準を満たすよう奨励しています。

### **継続的なコミットメント**

人権尊重は、今後、ますます重要性を増していく課題であり、この分野において SMFG が果たすべき責任もますます大きくなっていくと認識しています。このような認識のもと、SMFG は、変化し続ける世界の状況を踏まえながら、その企業活動と人権への対応について、不断の見直しを行うことを約束します。